

# 八千代市立新木戸小学校 PTA 個人情報取扱規則

第 1 条 本規則は、規約細則第六章に基づき、個人情報の取り扱いについて必要な事項を定める。

## <目的>

第 2 条 新木戸小学校 P T A（以下本会と称する）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下個人情報データベースと略称する）の取り扱いについて定めるものとする。

## <責務>

第 3 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## <管理者>

第 4 条 本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長とする。

## <取扱者>

第 5 条 本会における個人情報データベースの取扱者は、P T A 役員および役員補佐とする。

## <秘密保持義務>

第 6 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## <収集方法>

第 7 条 個人情報の収集方法については以下の通りとする。

1. 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
2. 八千代市立新木戸小学校が収集する個人情報のうち、本会と共同利用する旨を文書、アンケートなどによって同意した会員については八千代市立新木戸小学校より必要な個人情報を収集することとする。なお、要配慮個人情報については原則、取得しないものとする。

<利用>

第 8 条 取得した個人情報は、PTA活動に必要な次の目的のために利用する。

1. 会費の集金、管理、その他の文書の送付
2. 会員名簿の作成と保管、イベントへの出欠席確認、各種アンケート

<利用目的による制限>

第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

<保管及び持ち出し等>

第 10 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。

第 11 条 個人情報の保管期間は最大 6 年間とし、期限を超えて保管することはできない。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 12 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

<第三者提供の制限>

第 13 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。なお、第三者への提供にあたっては学校及び関係機関と充分協議するものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

<第三者提供に係る記録の作成等>

第 14 条 個人情報を 第三者（第 13 条 第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

第 15 条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

<情報開示等>

第 16 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

<漏えい時等の対応>

第 17 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに学校長及び P T A 会長に報告する。

<研修>

第 18 条 本会は、P T A 役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

<苦情の処理>

第 19 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

<改廃>

第 20 条 本規則は運営委員会の構成員の過半数の賛成により改廃することができる。

<附則>

第 21 条 本規則は、令和 5 年 4 月 25 日より施行する。